

ゲームアカウント**ばいばい**売買は**きけん**危険！

【相談事例】

オンラインゲームで強いプレイヤーになるため、ゲームアカウント売買ができるサイトで、2万円のアイテム付アカウントを購入した。しかしアカウントの売主が、ゲーム会社に「アカウントを盗られた」と言ったので、購入したアカウントが停止され、僕はゲームができなくなった。(10代 男性)

強いプレイヤーになるため、キャラクター、アイテム等をそろえようとすると時間がかかります。時間を節約して、他のプレイヤーより上位になるために、アカウント等を購入したが、取引相手とトラブルになったという相談が増えています。



【アドバイス】

- アカウントの売買自体は、法律違反ではではありません。しかしオンラインゲーム、いわゆるネットゲで、ほとんどのゲーム運営会社は、アカウントの売買を禁止しています。ルール違反がわかったら、アカウントを停止するなど、厳しい罰則を設けています。
- アカウント売買の仲介サイトでの取引は、個人同士の取引です。トラブルになっても、取引相手と話し合いで解決することが求められます。
- みせいねんしゃ**が**しんけんしゃ**の**どうい**に行った**けいやく**は、**げんそくと**原則取り消すことができます。ただし本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。売買の場を運営する企業と話し合う必要があります。
- わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、

戸畑窓口(☎861-0999)へご連絡ください。

消費者ホットライン ☎188(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん